

原発いらん、 山口ネツトウタ

2026年2月の報告



オ449号

次の集り

2026年3月8日(日) 13:30
周南市役所シビック交流室 / 2月の例会は、雪のため中止となりました。

上関町町議選 2月22日投票結果

当選者	得票数	得票率	得票数
菅木 和義	66	31.2%	166
海下 龍一郎	61	28.6%	161
吉原 直紀	67	31.2%	157
松田 真一	50	23.3%	138
清水 康博	36	16.7%	137
国弘 秀人	63	29.1%	135
山谷 良数	74	34.3%	130
右田千賀子	79	36.4%	111
山岡 幸	48	22.3%	108
秋山 幹明	33	15.2%	100
山村 泰志	78	35.9%	90
新藤 玲華	42	19.4%	89

祝島の4人、全員当選。

事務所10分間 拍手やまず。

町議会は7対3 ↓ 6対4へ。

2018年の得票率24%、今回 32%
上関町が変わりはじめた。

2月26日伊方原発運転差止め裁判
不当判決、人ごなし、の怒号とふ。

原告らの請求をいざれも棄却する
— 小川 暁 裁判長

新規制基準に適合すれば安全。
安全だから避難計画なくともよいと。

くわしくは ↓ P ③ に、弁護団声明文と、
村田ス美子さんの報告です。

代表者 小中 進
〒742-1513 山口県 熊毛郡 田布施町 麻郷 2208
Tel. Fax. 0820-55-6291
振込口座 (年会費 2000円)
(郵) 01590-5-27469
口座名 「原発いらん、山口ネツトウタ」
作製、印刷、発送
周防灘の自然を守る会
三浦 翠とメンバーズ

会費とカンパの振込み
をありがとうございます。
会計報告は来月
号ごします。

2月25日、4団体で中電への申し入れ。
国の天然記念物カラスバトが鳥居線島で営巣。
能登半島地震規模の恐れなど伝える。
中電「中間貯蔵計画は撤回しない。事前の環境影
御音調査はしない。示せるような事業計画はない。
と回答。

参加しよう、集まろう、

<h3>3.28 山口大集会</h3> <p>9:00 ~ 14:00 山口市ビビックシエル</p> <p>おマルシエもいろいろ。</p> <p>・ 本村 松明 希子さん「福島からの報告」 ・ 末田一秀さん「核のゴミの習蔵と瀬戸内海」 上関町議・柳井市議・田布施町議からの 報告。</p> <p>賛同金もよろしく。 【郵便振替】01360-1-89742 【ゆうちょ銀行】15550-21615251 店名：五五八(ゴゴハチ) 普通貯金 名義：山口県民大集会実行委員会 ニュース NO. を同封して下さ。</p>	<p>3月15日(日) 10:00 ~ 12:00 「地震は大丈夫?」 地質学者 早坂康隆さんの話 1000円 周南市徳山保健センター1Fホール 中間貯蔵を考 えよう周南の会 090-8990-3685 池田、 (先号にチラシを お送り)</p>	<p>3月11日(水) 14:30 ~ 15:30 3.11アクション 私たちは福島を忘れない 上関町中電事務所止則 東部実行委 本村 090-4804-0479</p>	<p>3月5日(木) 10:00 ~ 祝島島民の会の裁判 判決・岩国支部 祝島の裁判を 支援する会</p>
--	---	---	---

田の浦ビビックシエルとビーチクリーンは
しばらくあやすみに。
原真紀さんからのレターです。
↓ P ②

2月8日の例会は大雪のため休会となったので、例会の報止口はありません。

裁判のこと

祝島 島民の会の裁判

2026年3月5日(木) 11:15 判決

1/29の最終弁論については村田ス美子さんが書きまわした。↓P4

1/29日の裁判の報告集会での祝島の皆さんからの話。

中木村力さん(島民の会代表)より

3年前の10月25日に始つて3年余りの裁判にいつもご支援ありがとうございます。

中電の今日の準備書面の12ページに「祝島漁民は漁業権を有しない」とあるのを見て、これにはたまげました。

これは本当にひどい文章だなと思っております。

漁師の岡本さんはかかり釣りを仕事にしておられますが、夜中の2時から釣のえさになるエビをこいご(かとう)帰つて来、その後また暗いうちから釣に出て、まだ暗いうちにアジを釣つて帰ってくる。これで数万円の稼ぎになります。これが自由漁業です。

これが漁業権に当らないという解釈を中電はしている。とんでもない考えだ。

公有水面埋立法には明治時代の法律が残っている。今の憲法に照らしたら古い法律ではないか。

環境、権利についての配慮がうまいのではないか。古い憲法で裁かれている感じがする。

原田さんより

いつも遠くから駆けつけていただきありがとうございます。被告ですが漁師ではないです。

弁護士の弁護を聞いてますます心強く感じました。

3月5日の判決を楽しみに待たたいと思います。

中木本さんより

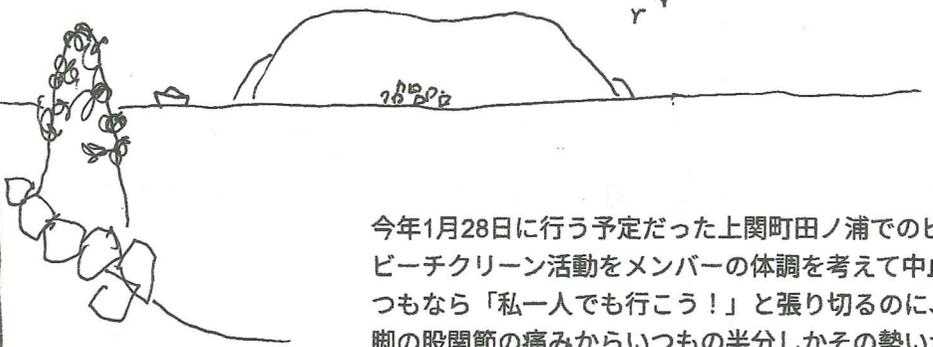
中電がはじめた2019年のホーリング調査、それに続く裁判と、この間ずっと中電の身勝手につまみあわされている。

原発問題は40年以上続いているし...

中電はなにもかもやめてほしい。

3月5日の判決を期待しながら待ちたい。

田の浦ピクニック&ビーチクリーンについて
原真紀さんからのレターです。



今年1月28日に行う予定だった上関町田ノ浦でのピクニック&ビーチクリーン活動をメンバーの体調を考えて中止とした。いつもなら「私一人でも行こう!」と張り切るのに、今回は、左足の股関節の痛みからいつもの半分しかその勢いが出た。日程などを一緒に決めていた方に相談したら、「無理をすると後から身体に出てくるよ」と諭されて、この活動は、しばらく行わないことにした。いつから始めたか忘れてしまったけど、結構田ノ浦へ行きました。

色々なゴミを拾いながら、たくさんの参加者の方と話したことが良い思い出です。

よくある「何年間で何名の方と〜」と新聞記事にありそうな数は、カウントしてないです。ただ、上関田ノ浦が 原子力発電所計画の予定地である前に、穏やかな優しい命の海で、夏に泳ぐととても冷たくて、祝島がすぐ目の前に見える。毎回訪れると自然の変化は感じるものの、3.11からそのままであることが私には、大事なことでした。これまでに一緒に足を運んでくださった皆さん、ゆるゆる新聞の紙面で、行きたいけど予定が合わなくていつか行きたいと思ってくださった方、行けないけど心の中で応援してくださった方など、みなさんにお礼を伝えたいです。

ありがとうございました。
今後は、私の暮らす平生町の海岸清掃(ビーチクリーン)活動を友人と続けます。海は、つながっています。みなさんと想いを一つにして。

自然豊かな海をそのまま未来へつないでいきます。
私にできることは、まだまだあるので、できることを一つずつ。また、みなさんともつながっていけると嬉しいです。

伊方原発運転差し止め請求を棄却

山口裁判判決・報告集会 ◆2026年2月26日

南海トラフ巨大地震に中央構造線断層帯が連動したら原発は耐えるのか？
山口県内外の原告162人が四国電力伊方原発3号機の運転差し止めを求めた裁判
の判決で、山口地裁岩国支部は2月26日、住民側の請求を退けました。

規制委の判断を追認

司法の役割果たさず

「地震や火山の噴火に対する安全性に関して新規制基準や原子力規制委員会の判断に不合理な点はないから、原子炉が安全性を欠き、原告らに具体的危険があるとは認められない」

小川暁裁判長が、判決理由を述べ閉廷した直後、「恥知らず」という声が傍聴席から法廷を鋭く切り裂きました。

提訴は2017年。住民側は中央構造線に焦点をあて、原発の沖合600mに活断層がある可能性や、四電の二次元探査の精度の低さを追及してきました。また、阿蘇山の破局的噴火に対しても想定が不十分と訴えてきました。

判決後の集会で木村則夫・原告団長は「個人や国民の権利よりも事業者や国の利益が優先された。納得いかない。規制委が安全というから安全だと判断するなら司法はいらない」と述べ、控訴を弁護団と検討する姿勢を示しました。

浜岡原発のデータ改ざんが中部電力のみならず規制委の信頼も失わせている時世は「司法とは無縁のよう」(集会参加者)で、広島からの参加者は「基準適合性審査に合格しても安全を意味しない」と規制委の元委員長が言っているのに、司法がそれを「安全」とみなすのはなぜかと問いかけました。新規制基準にはすべての安全策が破綻した際の深層防護の第5層(住民避難)が明記してありますが、判決はそれも無視。住民側弁護団は「福島を教訓ばかりか法規範の変更も忘れて」と批判しました。

判決理由の骨子

1 司法審査のあり方

安全性は、新規制基準に合理性があるか、基準適合判断に合理性があるかの観点から検討すべき。不合理がないことを根拠として被告が主張を尽くした場合には、原告が安全性の欠如を具体的に立証する必要がある。

2 地震

活断層の調査は詳細で明瞭。影響が最大の活断層は沖合8kmの中央構造線断層帯。敷地から半径5km以内に活断層はない。地質境界としての中央構造線はハーフグラベンを形成していない。三次元音波探査をすべきだったとはいえない。

3 火山

令和元年火山ガイドの基準に不合理はない。巨大噴火が差し迫った状態ではないとする評価も不合理はない。

4 避難計画

原告らの居住地域に避難計画を欠くことのみによって、運転差し止めを認めることはできない。

<メモ>*伊方原発差し止め裁判は、広島、松山、大分の3地裁でも住民側が敗訴。控訴している*この日の傍聴希望者は県外からの応援も多く67人。15人が入廷*判決文は脱原発弁護団全国連絡会のホームページに掲載される予定。

文責・「まる新聞」村田久美子

伊方原発の運転停止を命じない山口地裁岩国支部の

2026年2月26日不当判決に対する弁護団声明

2026(令和8)年2月26日

伊方原発運転差し止め山口裁判弁護団

本日、山口地方裁判所岩国支部の小川暁裁判長、岩谷彩裁判官、佐野東吾裁判官は、伊方原発の運転差し止めを求めた住民らの請求を不当にも棄却した。

本判決は、被告事業者側が立証すべき事項を新規制基準及び基準適合判断に不合理な点がないことに限定し、原子力規制委員会の裁量を広く認めて、新規制基準やこれを踏まえた基準適合判断に不合理な点がないとした。

しかし、規制行政の裁量を広く認めて司法が厳格な判断を示すことを怠った挙句に発生したのが東京電力・福島第一原発事故である。また、本年1月5日に公表された浜岡原発の基準地震動に係るデータの改ざん事件によって、原子力規制委員会には、事業者の不正を見抜く力がないこと、事業者の良心や善意に寄りかかって、十分な審査をしてこなかったことが明らかになっている。原子力規制委員会の判断が信頼できるというのは虚構(フィクション)であり、いかに基準適合判断がなされても、原発の安全が確保されたとはいえない。本判決は、そもそも、原発の安全が確保されているか否かについて判断すらしていないが、原子力規制委員会が信頼できるかのような虚構に立ち、現実から目を背けて誤審を行ったというほかない。

裁判所が本来第一に考えなければならないのは、国民の生命や健康を守ることである。国民の生命や健康を犠牲にして、推進の論理を優先し、原発を稼働することは許されない。裁判所は、原子力規制委員会の現実の姿を直視し、本件原発の稼働によって、本当に福島第一原発事故のような事故が起こらないか、万が一にも国民の生命や健康を害するような事態が生じないかを、真摯に考えなければならないはずである。

このように、本判決は内容的にもみるものがなく、原告らとして到底承服し難い。今後も伊方原発を止めるために闘っていく所存である。

以上

伊方3号の耐震地震動は650ガル、能登半島地震のゆれは2828ガル、これでも安全？

原子力規制委員会の初代委員長の中村俊一氏は、規制基準に合格したからと言って安全とは言っていないと発言。なのになぜ裁判官が安全という？

なんと裁判官の表情の固さから見ると圧力で言わされていると感じたけれど...

中電の「権利の濫用」争い結審

祝島島民の会に「調査海域に入るな」と中電が訴えた裁判の第17回口頭弁論が1月29日、山口地裁岩国支部で開かれ、3年3カ月に及ぶ審理が終了しました。「中電は原発設置許可申請のためではなく、中間貯蔵施設建設に使うデータ取得のため海上ボーリング調査を行おうとしていた」として、島民の会側は改めて、中電に妨害予防請求権がないことを訴えました。判決は3月5日。

中電が祝島島民の会を相手どり提訴したのは2022年10月。にもかかわらず、中電側が求釈明に応じない口頭弁論が続いたため、裁判所は原子力規制委員会に調査囑託。その結果、「原発の設置許可申請手続きを継続中」という中電側の主張が偽りと判明し、中間貯蔵施設建設とい

う真の目的を隠して海上ボーリング調査の強行を企てる姿勢が明らかになりました。

島民の会側弁護団は、これは社会正義にも反する違法な行為、と訴えています。

中電側準備書面12と島民の会側準備書面16をまとめました。争点と主張の違いは下記の通り。

<原告> 中電側の主張

第1 中電は公有水面埋立権に基づく妨害予防請求権をもつ

1 公有水面埋立免許のほかには海域の使用許可を得る必要はない。埋立免許には公有水面を使用する権利が含まれ、埋立免許を受けた者はその海域の占有権を有する。

公有水面埋立権は妨害行為を予防する権能を内在するので、埋立免許を付与されている原告は妨害を排除できる。

一般海域占有許可は調査の実施段階になって得る予定。過去の調査では得た実績がある。

2 平成26年の和解条項第3項により妨害請求できる。被告は海上ボーリング調査の妨害をしてはならない不作為義務を負う。船舶の進入の容認は自由漁業を営むことを意味しない。

3 占有権に基づく妨害予防請求権がある。

第2 被告らが妨害する恐れがある

海上ボーリング調査を令和元年から3年続けて試みたが、被告らに妨害された。

被告は平成21年に構成員の漁船を使い海上ボーリング調査を妨害したと仮処分決定に認定され、「反対行動を統括する団体」とされている。

<被告> 祝島島民の会側の主張

第1 中電は妨害予防請求権をもたない

1 公有水面埋立をするには、公有水面埋立法に基づく埋立免許とは別に、公物管理法に基づく使用許可と占有許可を得る必要がある。

公物管理法にあたる山口県「一般海域の利用に関する条例」第2項「占有許可の基本方針」第1号に基づけば中電は排他独占的には水面を使用できない。

最高裁昭和47年判決から「公有水面埋立権に基づく妨害排除請求権」は導けない。

2 和解の効力は仮処分手続きの中にしかない。平成26年当時の裁判所の和解案には「漁業を営むことを禁止するものではない」と明記されていた。原告はその意図を曲げて経緯を勝手に解釈している。

3 最高裁昭和61年12月の判決は、埋立前の公有水面は私人の所有に帰属しないと示している。

また、「占有している」とは「事実上支配している」ということだが、令和元年から「海上調査ができなかった」中電が埋立施行区域内を支配しているとはいえない。

第2 島民の会は被告適格を有しない

島民の会は「実力行使」を伴う活動を想定していない。監視は妨害ではない。自由漁業は自発的行為で「統制による妨害」ではない。原告の本訴請求は、自由漁業を行う各漁民を被告として行うべきだ。

第3 祝島漁民は漁業権を有しない

1 被告には自由漁業の実態がない。令和3年10月以降、岡本証人も木村証人も埋立施行区域に進入していない。

2 平成26年の仮処分決定による和解で祝島漁民らは、船舶を進入させるなどの行為をしてはならない不作為義務を負った。複数の裁判で「平成12年の漁業補償契約により祝島漁協側は自由漁業を営むことができなくなったというべき」と判示されている。

3 知事による免許等が不要な自由漁業は物権とみなされない。

4 本件公有水面には山口県漁協の共同漁業権が存在する。自由漁業権は生じない。原告は、県漁協から改めて同意書を得て一般海域内行為許可申請をしている。

原告が公有水面埋立免許を受けた後にその海域で漁業権を設定するには原告の同意が必要。

第4 原告の請求は権利の濫用にあたらぬ

1 山口県知事による「発電所本体の着工時期の見通しがつくまでは、埋立工事を施行しないこと」という要請によって法的に何の制約も受けていない。工事の中断は自主的な判断。新規基準に適合した補正申請を検討するため、埋立工事施行後では収集できなくなるデータを集めようとしている。

2 中間貯蔵施設計画と海上ボーリング調査を関連づけることはできない。調査は令和元年から実施を試みている。被告の妨害活動がなければ数年前に完了しているはずのものだ。

第3 自由漁業をする祝島漁民には漁業権がある

1 漁業の実態は証人喚問で述べている。埋立施行区域は四代などの漁師と競合するが、漁師の減少などにより全域の好漁場が生かせる。

2 和解に原告主張の不作為義務は含まれていない。裁判所の和解案の第3項②には「同水面において漁業を営むことを禁止するものではない」と明記してあった。被告代理人が仮処分事件当時と異なることを奇貨とした勝手な解釈だ。

3 「自由漁業を営む実態が漁業権と同程度の地位を有する権利と認められるもの」については憲法29条3項の「私有財産」に該当する。自由漁業権は物権の一種。漁業補償をしていないのに海上ボーリング調査をするのは憲法29条違反。

4 山口県漁協は利害関係人ではない。漁業者ら個人の同意書は提出されていない。

5 「事情変更の原則」により平成12年の漁業補償契約は無効。漁業権の放棄や原発2号機の営業運転開始までの一時的、永続的な漁業権不行使を約定した漁業補償契約は原発建設が大前提だ。中間貯蔵施設の建設計画を公表した時点で、原発予定地の活用方法には著しい変化が生じている。

第4 原告の請求は権利の濫用だ

1 埋立工事を直ちに施行できない公有水面埋立権の脆弱性を招いたのは12年以上原子力規制委員会に原子炉設置許可申請の補正を行わなかった原告自身の責任である。

2 海上ボーリング調査の目的は中間貯蔵施設建設に使うデータの取得。原発の設置許可申請の準備ではなく、公有水面埋立権と全く無関係。

原発設置を目的とした平成12年の漁業補償契約に基づいて、中間貯蔵施設設置を目的とする海上ボーリング調査を行うことは許されない。

3 原告は令和7年8月までに行った陸上ボーリング調査によって「活断層は認められない」と結論し海上ボーリング調査の目的を達したのだから、海上ボーリング調査をする必要性は乏しい。

4 広範な本件海域に漁民の船舶が進入できなくなると、被害は甚大。

3月5日 11:15~	祝島島民の会の裁判、判決	岩国支部	0834-31-4132
3月8日(日) 13:30	原発ハラン、山口ネットワーク例会	周南市役所交流室1	0834-88-3212
3月11日(水) 14:30~	3.1177を忘れない黙禱集会	上関町中電事務所	
3月11日(水) 11:30~	朝鮮学校の補脚金を復活せよ 県庁前座り込み	県庁前広場	
3月15日(日) 10:00~	「地震は大丈夫？」 早坂康隆さん講演会	周南市徳山保健センター 1Fホール 1000A	090-8990-3685 池田
3月28日(土) 9:00~14:00	上関原発を建てさせない 山口大集会		080-6331-0960 安藤



3月28日には福島でも大きな集会があった、メンバーを送れはいからと、武藤類子さんからメッセージが届きました。

武藤類子さんからのメッセージ

「上関原発を建てさせない山口大集会2026年」を準備されている皆さま、こんにちは。福島県三春町在住の武藤類子です。そちらに伺ったのは、何年前でしょうか。あの頃は福島原発事故で上関原発の建設計画が止まった時期だったと思います。しかし、今度は使用済み核燃料の中間貯蔵施設の計画。次々と起きる核の問題に對したゆむことなく闘い続ける皆さまを、心から尊敬し感謝いたします。福島原発事故から15年。エネルギー基本計画は「原発回帰」を打ち出し、各地の原発の再稼働が進められています。たった15年で、東電福島原発事故の反省と教訓はどこへ行ってしまったのだろうか、暗澹たる気持ちになります。

原発事故は収束せず、作業員の被ばく労働は続き、故郷に帰ることができない避難者は、政府の発表とは違ってまだ6万人はいると推測されます。汚染水の海洋投棄や汚染土の再利用によって、放射性物質が再拡散されています。小児甲状腺がんは福島県県民健康調査とがん登録制度によって、407人ががんとその疑いになっています。福島原発関連の様々な裁判は、東電などとの癒着が疑われる最高裁判事たちの判断に倣い、ことごとく被害者の訴えを退けています。

更に福島原発構内や中間貯蔵施設内の見学ツアーに、中高校生を含む一般人を募集し、安全をアピールしています。昨年の「復興の基本方針」の変更によって、避難指示の解除をせずに、帰還困難区域のバリケード解除、森林整備の再開、区域内での活動の自由化、山菜やキノコの摂取制限の見直しなどが行われようとしています。原発近隣12市町村への、手厚い補助金や支援が施される移住政策が盛んに行われ、小さな子ども連れの若い人たちがどんどん移住し起業をしていますが、そこに「原発事故」や「被ばく」の文字は見当たりません。福島イノベーション・コースト構想やF-REI(国際研究教育機構)では、ロボットやドローンなど軍事への転用が可能な技術の開発が、莫大な復興予算を使って行われています。それらの政策を後押しし、復興への空気感を醸成するために、広告代理店やメディアが各省庁から受注し、多額の税金を使って宣伝の事業を展開し、利益を得ています。復興の物語の中で、被害者の生活再建や放射線防護がないがしろにされ、それに対して物言えない空気を作っています。「核の植民地」という言葉が頭をよぎります。

思い起こして頂きたいのです。福島原発事故は原子炉を冷却する電源がすべて失われ、3つの原子炉がメルトダウン(炉心溶融)し、3つの原子炉が水素爆発する、レベル7という最高レベルの過酷事故だったことを。この事故で、どれだけの奪われたものがあつたのか、どれだけの危険にさらされた命があつたのか、どれだけの侵害された人権があつたのかを。

核の開発はその成り立ちから、つまりマンハッタン計画で原爆を手に入れると決めた時から、「圧倒的の大きな力のためには多少の犠牲は厭わない」という冷酷な思想が流れています。それが今の福島を形作っています。

原発は核の平和利用などではありません。核兵器と原発は同じ技術です。原爆が、核実験が、原発事故がもたらしたものは何だったのかを、私たちは目をそらさずに思い起こし続けなければならないと思います。皆さん、核・原発のない平和な世界を目指し、ともに頑張りましょう。

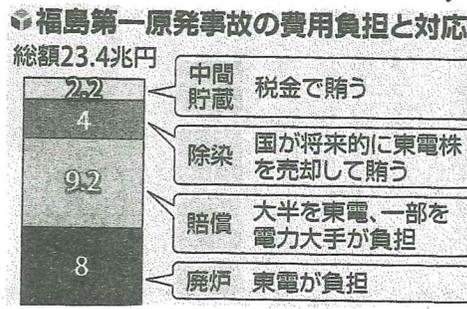
2026年2月9日 福島から 武藤類子

(地域の新聞記事のフジキ)

- (2/7日)長生炭鉱 新たに人員が。
- (2/9日)長生炭鉱調査事故、ダイバー「酸欠中まで溺水」
- (2/10日)山口知事々選、村岡氏「GX戦略地域」指定
- (2/11日)知事選、現職組織戦押し切る。保守分裂の確相新人及ぼす。
- (2/16日)中間貯蔵施設手続に、上関町議選あり
- (2/18日)現新12人が立候補、定数10、上関町議選告示
- (2/23日)上関町議選、中間貯蔵賛成が多数。投票率1最低の78%
- (2/26日)上関中間貯蔵の計画撤回を、山口県内4団体中電に申し入れ。
- (2/27日)中間貯蔵とは簡単解説、建設反対の住民らが冊子(リーフレット)
- (2/27日)上関、林とスイセン春の二重奏。
- 見頃を迎えた上関城山史公園の河津桜とスイセン。
- (2/27日)伊方原発差し止め認めず。地裁岩口、住民の訴え棄却。

関連する新聞記事

- ・(1/22中) 柏崎刈羽原発再稼働、福島への責任「大義」東電問われり覚悟。過度な肩入れに違和感。法政大高橋洋教授。原発忌避かろうの転換点。東大大学院 菊沼博准教授。
- ・(1/22中) 電力供給安定。安福に、エネ庁村瀬長官。
- ・(1/22日) 原子力、電源の一割超に。柏崎刈羽再稼働で押し上げ。
- ・(1/23中) 柏崎刈羽原発停止へ。再稼働5時間後に数日報。
- ・(1/22中) パネル再利用計画義務化。政府方針、メガソーラー事業者に。
- ・(1/23中) 核燃料系約発効5年。「核は30年」世界「核爆地」訴え。
- ・(1/23中) オピニオン。柏崎刈羽原発が再稼働。うわへの安全では読みのぬ。島崎 健(京大複合原子力科学研究所。経営改善ありき)を改め。明治大 法務部教授・勝田忠広。
- ・(1/23日) 中部電力に26日立ち。原子力規制委 浜岡原発不正巡り。
- ・(1/23中) 中部電力の不正に「はなはだ遺憾」浜岡原発訴訟ご静岡地裁裁判長。
- ・(1/23日) 中部電、別訴訟も操作データ提出。浜岡原発の安全性根拠に。
- ・(1/23日) 島根原発で不正なら社長辞任を島根県知事。
- ・(1/23中) 海外製燃料使用へ申請。島根2号機巡り中電。
- ・(1/23日) 電力需要増加が鈍化データ決点工事遅れ。六ヶ所機原子測。
- ・(1/23日) 処理水の放出を年度6.2万トン。福島第一原発。
- ・(1/24中) 核ごみの地下への説明。福山でNUMOとエネ庁。
- ・(1/24日) 太陽光パネルの再利用促進強化。廃棄計画提出義務付け。
- ・(1/24日) 風力環境アセス対象の拡大検討。環境省。
- ・(1/25中) 「放射線不安」2割に改善。福島第一原発廃炉作業員調査。
- ・(1/25中) ウラニ濃縮施設が異常。六ヶ所村、日本原子力発電が資産200億円売却。
- ・(1/26日) 書籍の広告。E・I革命「電気が足りないとイラ」産。エネルギー知性学への進化と日本の針路。飯田哲也著。1980円。本日発売。
- ・(1/27中) 中部電本店に立ち入り。浜岡原発耐震データ不正が社員ら聴取。規制委、悪質性見込る処分。



- ・(1/27中) 太陽光プロセス拡大議論。乱開発対策で政府規模引き下げ。
- ・(1/27中) 韓国、新規原発建設を推進。
- ・(1/27日) 原発(解) 難訴訟、国責任なし確定。最高裁才一小法廷。
- ・(1/27中) 東電、再建へ外部協業。新経営計画を公表。福島廃炉、期限内困難の、柏崎再稼働、核不改善は厳しく。
- ・(1/27日) 東電、最終赤字41億円に。今期福島第一廃炉費用が重荷。
- ・(1/27日) 重利EV、道路、橋に傷み。再エネ普及に負の側面。
- ・(1/27日) 北海道沖多様な地震と津波。産総研発表。
- ・(1/27日) 原子力規制委の体制検証を開始。IAEA10年いっ。
- ・(1/28日) 連合割れる支援先。官公労系は中道、口民相次が対抗馬。
- ・(1/28中) 参院選公示。
- ・(1/28中) 平井協定再離脱。通告二年。温暖化対策に打撃の退却。新燃料にのみ部品開発。
- ・(1/28日) 参院選でのSNS活用。シート動画主戦場に。製作会社への委託相次ぐ。公選法違反リスクも。
- ・(1/30中) 圧力容器内初調査へ。福島第一2号機。26年度上半期。
- ・(1/29中) 日本原子力、再処理工場が2030年度に40トン/処理が可能との見通しを発表。28年度に使用済核燃料130トン受入れが可能とす。
- ・(1/30日) メガソーラー問われる共生。乱開発に地域反発。国も規制強化。
- ・(1/30日) データセンターに300億円。東電系、25年まで。
- ・(1/31中) (社説) 26参院選、原発回帰の是非。与野党の論戦物足りない。
- ・(2/1日) 動物が激り温暖化速まる。種子散布、受粉に支障。森林傷み。
- ・(2/1日) 汚染配管撤去。完了4年遅れ。福島原発。東電29年度末に見直し。管の表面放射線量は最大で毎時300ミリシーベルト。
- ・(2/5日) 参院選、エネ政策議論熱なし。

エネルギー政策に関する各党の主張

	原発	再生可能エネルギー
自民	再稼働。次世代革新炉の早期社会実装	国産ペロブスカイト太陽電池を最大限活用
維新	再稼働。核融合を含む次世代原発の推進	洋上風力や地熱発電の推進
中道	将来的に原発へ依存しない社会を目指す。再稼働	最大限加速
国民民主	再稼働。新増設、核融合も	エネルギー自給率50%を実現
参政	安全な次世代原発の推進	再エネ賦課金の廃止
共産	原発ゼロを目指す	再エネ比率を40年度に100%
れいわ	即時廃止	メガソーラーを規制再2%100%

※各党の公約などを基に作成

目からウロコ：2512 歴史を忘れた高市総理の暴言・怒る中国 《台湾有事はどう考えても日本の存立危機事態だ》

2025年10月1日、日本人初の女性総理が生まれました。自由民主党の高市早苗氏。11月7日、彼女は国会の質疑で、「台湾有事」について、こう答えました。

「中国が戦艦を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースであると考えます」

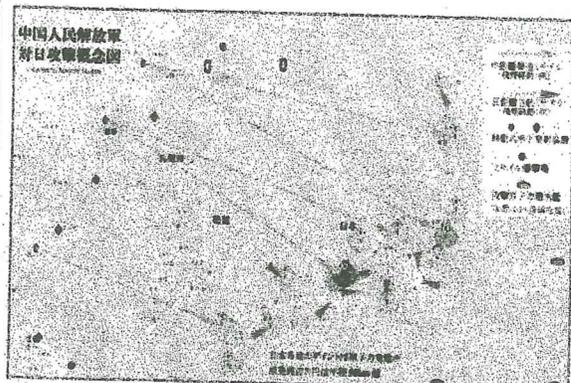
この発言に、中国の人々が猛烈に怒りました。

「高市氏が日本の首相の立場で、台湾問題に対し、中国の内政に干渉し、さらに、武力を使つての介入も示唆した」。

彼女の暴言は、歴史を知らない、と評価する声もあります。「歴史を知らない」とは、どういうことなのか。この中国の怒りは不当なのか、あるいは当然のことなのかを明らかにしたいと思いました。しかし、1945年、日本が長い戦に負けて、平和になってから生まれた国民が、25年8月15日現在で、約1億1千万人(約89%)ともなれば、中国の怒りについて、多くの方が正しい判断ができないのではないのでしょうか。その証拠が高市政権に対する世論調査に現れています。支持する人が70%を超えており、ネットの情報では、「怒る中国の方が悪い」とか、「中国の発言撤回要求に断固応じない高市首相は素晴らしい」とか言っている人もあります。

はじめに、高市発言に関するネット情報を紹介します。

【参考資料】 中国人民解放軍対日攻撃概念図 ミリタリーレポート 北村淳・2017年8月23日公開



この図は、中国軍作成のミサイルが日本の原発を狙った「概念図」です。大陸から、潜水艦で海から、日本各地の原発にミサイルが配備されている図です。日中での戦争を考えると、原発がどうなるのか考えたことはありますか？

1 高市発言をめぐるネット情報

◆25/11/17：台湾各界、高市氏の発言「台湾にとって有害」(新華社)

要約：高市首相の誤った発言が、台湾社会の不满と批判を招いている。馬英九元主席は台湾海峡問題に介入しようとする高市氏の姿勢は、日本の右翼軍国主義の復活を連想させると指摘。

◆2025/11/18 「日中戦争」5割が賛成 共同通信世論調査に心底、仰天……タガが外れた国の命運(日刊ゲンダイ)

要約：共同通信が15、16日に行なった世論調査は、仰天である。何と5割弱が「日中戦争」に賛成しているのだ。これまでの政権は、台湾有事が「存立危機事態」に該当するかどうかが明言をしていない。高市氏は11月7日、衆議院予算委員会で具体的に述べたのだ。わずか1週間前に習近平主席と会談したばかりなのに。

軍事大国・中国と戦争することがどういうことなのか、分かっているのか(共同通信)。

◆25/11/19：高市首相が招いた「対中損失」に終わり見えず……インバウンド消費1.8兆円減だけでは済まされない(日刊ゲンダイ)。

要約：日本への渡航自粛による経済損失は年に1.8兆円にもなると予測。(注：日本の貿易(輸出入)相手国の第1位が、中国です)。

◆25/11/19：「厳しい安全補償環境」の真実 軍事国家へ《マッチポンプ》の恐ろしさ(日刊ゲンダイ)。

要約：これまで台湾有事については決して具体的に明言しないでした。高市首相は軽々と踏み越えてしまった。

◆25/11/22：経済政策の柱は武器商人……孤独で危険な女、高市早苗の軍拡暴走(日刊ゲンダイ)。

要約：これまでに彼女がした事は、物価高に苦しむ庶民置き去りのインフレ促進、そして見識を疑う軍国化だ。

◆25/11/25：日中対立激化招いた高市外交に源々《食傷ムード》 海外の有力メディアから懸念や皮肉が續々。

要約：孫崎享氏「日中国交の基礎は1972年の日中共同声明。中国が対日賠償を放棄する代わりに「一つの中

国」を尊重すると声明した。その約束を破った高市発言への怒りは収まらない。

◆25/11/25：台湾問題における高市首相の姿勢はまさに西側が望むもの(賀茂川耕助のブログ)

要約：西側メディアからは、極右の過激派と呼ばれるだろう。彼女は日本の戦争犯罪を否定し、歴史教科書から悔恨や遺憾の表現を削除するよう求め、村山談話は、大日本帝国の戦時記録を歪曲したものであり、「国家の名誉と誇りを守る」ために撤回すべきだとしている。また、靖国神社を訪れることが大好きであり、暗殺された安倍首相の後継者として、戦争放棄を定めた憲法9条の改正を望んでいる。

◆25/11/25：国はやがて、いつか来た道 危ない極右政権に熱狂支持の恐ろしさ(日刊ゲンダイ)。

要約：高市首相は発言を撤回しない。日中関係は緊張関係がエスカレートし、さらなる軍拡へとつながっていく。勇ましい首相をイケイケどんどんの世論が支持する。

◆25/11/26：高市の発言のどこがおかしいか(慶応大学准教授・澤山雅太郎)

要約：日中間には4つの重要文書がある。

- 1 1972年 日中共同声明
- 2 1978年 日中平和友好条約
- 3 1998年 日中共同宣言
- 4 2008年 日中共同声明

4つの約束事を理路整然と説明。両国の恒久的平和友好関係は確立しているとし、ネトウヨ発狂す。

◆25/11/29：首相の台湾めぐる「存立危機事態」発言に抗議 大学生ら官邸前で平和外交訴え 時代の正体高市政権考(カナコロ神楽川新聞)。

要約：東大や早大、ICUの大学生や大学院生らが高市首相発言への抗議集会を首相官邸前で開いた。

◆25/12/12：日本が台湾の戦争に参加したらどうなるか(賀茂川耕助のブログ)。

要約：存立危機事態という表現は単なる言い間違えではない。日本の公式用語では、大日本帝国は1931年の満州事変、そして1941年の真珠湾攻撃前にも、まったく同じ表現を用いて侵略を正当化した。

中国の怒りは、彼女の発言は敗戦国による戦勝国への直接的な挑戦であり、第二次大戦後に確立された国際秩序への完全な違反だ。国連憲章に基づく「敵国条項」の公式引用を行なった。これは再び侵略戦争を起こすのを防ぐためのものだ。

◆25/12/8：高市首相の台湾有事発言は「宣戦布告」「対話なりたない」。菅野の撤回を求める元外交官と学者の危機感(東京新聞デジタル)

要約：市民団体「村山談話を継承し発展させる会」は国会内で記者会見をし、撤回を求める声明を発した。

◆25/12/13：84年前の真珠湾攻撃も中国侵略戦争の一幕(櫻井ジャーナル)

要約：日本軍は1941年12月7日18時にマレー上陸作戦を開始、同日18時18分にハワイの真珠湾を攻撃、米英両国と戦争を始めた。今から84年前のこと。中国戦争でも太平洋戦争でも日本は敗北した。

◆25/12/20：核武装発言で内閣辞職へ「植草一秀」知られざる真実)

要約：「核軍縮・不拡散問題担当」の補佐官が「私は核保有すべきと思っている」と述べたことは驚愕である。本来は核廃絶を求めるべき政府高官が発言したことは重大で、内閣総辞職に相当する。

◆25/12/23：高市内閣支持率、オンラインアンケートで不支持8割超も、メディア調査は7割支持。

要約：12月22日時点のデータ。各新聞では65%以上、特に若年層92%超の支持。違いはネットの偏りと科学的調査の差による。

◆25/12/29：前川喜平：元文科次官。悪化の日中関係・安全保障めぐって私見……日本の土地「お荷物になるだけ」(J-cast)

要約：「日本には天然資源も穀倉地帯もない」「中国が日本に攻めてくるなどと言うのは、重症な被害妄想」、「中国が日本を支配しようとしたことはない」。

以上、若者も高市発言に対し、抗議していることにホッとします。しかし、高市の発言(自衛戦争)が過去の侵略戦争でも使われたことにはぎょっとします。

私たち日本人は、1945年8月、侵略戦争に負けたことを後悔し、2度と戦争をしないと誓って、新憲法を制定したのです。それから80年経って、その誓いが軽々と破られそうになっていることにぞっとします。

では、一体、2度と戦争をしないと誓った、その戦争とはいったいどういうことだったのでしょうか？

2 日中間の戦争の歴史について

なぜ、中国が激怒したのか？ その理由をちゃんと知るために、日中間で起きた戦争の歴史について調べてみました(参考書＝丸山静雄著『日本の70年戦争』、孫崎享著『日米開戦の正体』など)。 次号につづく。